

十勝北西部通年雇用促進協議会

事業のご案内

～季節労働者通年雇用促進支援事業～

季節労働者の通年雇用化に、ご理解とご協力をお願いします。

- 「十勝北西部通年雇用促進協議会」は、国、構成町8町及び各関係機関、北海道と連携し季節労働者の通年雇用化を支援しています。
- 企業を対象とした「雇用確保に係る事業」では、求人開拓を目的として企業訪問を行っています。また、事業の拡大、新分野への進出のヒントとなる「企業活性化セミナー」などを開催しています。



事業主向け助成金

通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が高い地域の事業主が、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成されます。

主な受給要件

- 1 季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合(事業所内就業)
 - 2 季節労働者を他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ、
冬期間も継続雇用した場合(事業所外就業)
 - 3 季節労働者を冬期間も継続雇用し、期間中一時的に休業させた場合(休業)
 - 4 季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用した場合(業務転換)
 - 5 1または2を実施する事業主が季節労働者に職業訓練を実施した場合(職業訓練)
 - 6 季節労働者を通年雇用するために、新たに新分野の事業所設置・設備した場合(新分野進出)
 - 7 季節労働者を試行(トライアル)雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた場合(季節トライアル雇用)
- 1~6の場合、指定業種に属する事業を行う事業主が対象です。 7の場合、指定業種以外に属する事業主が対象です。

指定業種

- 1.林業
- 2.採石業および砂、砂利又は玉石の採取業
- 3.建設業
- 4.水産食料品製造業
- 5.野菜缶詰、果実缶詰又は農産保存食
料品の製造業
- 6.一般製材業
- 7.セメント製品製造業
- 8.建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く。)の製造業
- 9.特定貨物自動車運送業
- 10.建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」、「建具製造業」、「鉄骨製造業」、
「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「建築用金属製品製造業
(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」、「疊製造業」
- 11.農業(畜産農業および畜産サービス業を除く)

※お問い合わせは、ハローワーク帯広まで

建設労働者確保育成助成金

雇用する建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上などを目的とし、認定訓練や技能実習を実施したり、登録する教育機関で行う認定訓練や技能実習を受講させる中小建設事業主に、経費や賃金の一部を助成します。

※お問い合わせは、北海道労働局 職業安定部 職業対策課または、職業対策課分室 雇用対策係まで

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます

※お問い合わせは、ハローワーク帯広まで

**十勝北西部通年雇用促進協議会は、
季節労働者のスキルアップによる通年雇用化を図るため、
各種支援事業を展開しております。是非ご利用ください。**

企業活性化セミナー

地域の事業所の経営の安定化、事業の拡大、新分野進出、国や北海道における助成制度の説明や経営に役立つ各種説明、経営課題などについてアドバイスします。

企業の戦力アップ 経営の安定化

活気が出てくる
会社も明るくなる

通年雇用化 生活の安定化

求人開拓事業

企業の皆さんに、協議会に登録している季節労働者の資格や歴史などを取りまとめた求職者情報を提供します。求人の意向があるときは、ハローワークへ求人票を提出していただきます。



季節労働者向け事業

人材育成事業

能力開発・技能向上を図り、通年雇用化を目指す季節労働者の方を応援します。

- 協議会を構成する8町にお住まいの季節労働者の方
- 短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(平成28年4月1日より前に離職した方を除く。)
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職に係る離職が平成28年4月1日より前であった方は除く。)

受講料無料

受講申込み受付中!!

1 技能講習I

- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習

- 高所作業車運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習
- フォークリフト運転技能講習
- ショベルローダー等運転技能講習
- ガス溶接技能講習

2 技能講習II

- 地山掘削及び土止支保工作業主任者技能講習
- コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 採石のための掘削作業主任者技能講習

- 足場組立等作業主任者技能講習
- はい作業主任者技能講習
- 型枠支保工の組立等作業主任者技能講習

3 パソコン講習

ワード、エクセル、メール、Jw-cadなどの項目から、受講者の希望やレベルに合わせて受講内容を選ぶことができます。講習時間は1回90分間で、短期コースは8回、長期コースは12回の受講となります。

4 介護職員初任者研修

約16日間の受講で、資格が取得できます。(詳しくは協議会へお問い合わせください) ※週1回開催コースもあります。

技能講習IまたはIIとパソコン講習、パソコン講習と介護職員初任者研修などの重複受講が可能です。

※受講開始後、自己都合などで受講を中止した時は、受講料が全額本人負担となる場合があります。

※お問い合わせは、十勝北西部通年雇用促進協議会まで

季節労働者資格取得促進事業

対象となる季節労働者の方

音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町・
新得町・清水町・芽室町・幕別町

申込み
受付中!

にお住まいでの通年雇用化を目指す季節労働者の方

- 短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(平成28年4月1日より前に離職した方を除く。)
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職に係る離職が平成28年4月1日より前であった方は除く。)

指定教育訓練(運転免許・国家資格など)を受講される方には

受講経費の

70% 限度額
233,333円を助成

※(検定料・印紙代・旅費などは除く)

- 大型、大型2種、中型、中型2種、普通2種、大型特殊、けん引、準中型(普通免許所持の方)免許
- クレーン・デリック運転士、土木施工管理技士、建築士、ボイラー技士などの国家資格
- 車両系建設機械、フォークリフト、各種作業主任者などの技能講習
- 介護職員初任者研修、介護福祉士などの医療福祉資格

特別教育・安全衛生教育を受講される方には

受講経費の

50% 限度額
30,000円を助成

※(検定料・印紙代・旅費などは除く)

- アーク溶接、ローラー、チェンソー、研磨といしの取替、酸素欠乏危険作業、粉じん作業などの特別教育
- 刈払機取扱作業者、木造建築物解体工事作業指揮者、ボイラー取扱・溶接・整備、振動工具取扱などの安全衛生教育

受講計画・助成金交付について

- 必ず協議会に通年雇用化に向けた相談をしてから受講を開始してください
- 指定教育訓練の受講申込時には、教育機関の受講料・受講日程が記載された受付表及び受講スケジュール(時間割)表が必要です
- 助成金の交付申請期限は、資格取得後1ヶ月以内または平成30年3月16日のいずれか早い日とします

冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を積極的に雇用した事業主への助成金

建設工事等平準化対策助成金

対象となる事業主

下記1、2、3のすべてを満たす事業主

- 1 雇用保険適用事業所(雇用保険法第5条)
2 協議会を構成する8町に事業所を有する事業主
3 労働関係帳簿(出勤簿・賃金台帳・季節労働者名簿など)を整備し保管している事業主

対象となる労働者

- 協議会を構成する8町にお住まいの季節労働者で、協議会の人材バンクに登録している方
- 短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(平成28年4月1日より前に離職した方を除く。)
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職に係る離職が平成28年4月1日より前であった方は除く。)

対象となる経費

事業主が、平成29年12月1日から平成30年3月10日までの間に該当工事に従事した対象労働者に支払った賃金

対象となる労働者雇用人数	助成金額(1人あたり)
実人数5人以上雇用	日額1,000円(限度額10万円)
実人数10人以上雇用	日額1,000円(限度額25万円)

※1日あたりの就労時間は4時間以上とする。

※協議会の予算の範囲内とする。

手続き

助成金の交付を受けようとする事業主は、該当工事完了後20日以内又は平成30年3月25日のいずれか早い日までに協議会が指定する様式で、下記書類を添付し申請してください。

- 1 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し 2 工事期間が確認できる工事請負契約書等の写し
3 対象労働者への賃金支払い状況が確認できる賃金台帳及び出勤簿等の写し 4 季節労働者名簿

お問い合わせ先

十勝北西部通年雇用促進協議会	〒080-0198 河東郡音更町元町2番地 音更町役場商工観光課内 TEL 0155-42-5411 FAX 0155-42-5412
ハローワーク帯広(帯広公共職業安定所)	〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2番地 TEL 0155-23-8296
北海道労働局職業安定部 職業対策課	〒065-0807 札幌市北区北7条西2丁目20 TEL 011-788-9132
北海道労働局職業安定部 職業対策課分室 雇用対策係	〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第一合同庁舎3階 TEL 011-709-2311

十勝北西部通年雇用促進協議会

〒080-0198 河東郡音更町元町2番地 音更町役場1階商工観光課内

TEL.0155-42-5411 FAX.0155-42-5412

E-mail : tokachihokuseibu@movie.ocn.ne.jp

季節労働者専用ダイヤル



0120-980-454

雇用相談窓口のご利用は
月~金曜日の9時~17時です。
※土・日・祝日・年末年始(12/31-1/5)はお休みです

